

平成30年10月1日より任意継続保険へご加入の際に被扶養者がいらっしゃる場合の添付書類の取り扱いが以下の通り変更となりました。

添付書類

在職時より引き続き被扶養者とする場合	同居	○所得証明書等 ※16歳未満の場合は省略可
	別居	○所得証明書等 ※16歳未満の場合は省略可 ○預金通帳等の写し、現金書留の控え(写し) ※16歳未満及び16歳以上の学生の場合は省略可
退職後新たに被扶養者を追加する場合	同居	○戸籍謄本、戸籍抄本または世帯全員の住民票 ○所得証明書等 ※16歳未満の場合は省略可 ○住民票
	別居	○戸籍謄本、戸籍抄本 ○所得証明書等 ※16歳未満の場合は省略可 ○預金通帳等の写し、現金書留の控え(写し) ※16歳未満及び16歳以上の学生の場合は省略可

主な変更点

- ・収入の確認が出来る書類の添付が必須となりました。
- ・新たに被扶養者を追加する場合は身分関係（続柄）の確認できる書類や同居していることが確認できる書類（同居の場合）の添付が必要となりました。
- ・別居の場合は仕送りの確認できる書類の添付が必要となりました。